

相談支援に関するご注意点

【相談支援を利用するためには契約書の締結が必要です】

置かれている環境、障害の特性を考慮し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援事業者が利用者に対して必要な指定計画相談支援サービス（18歳以下の場合、指定障害児相談支援サービス）を利用者との契約に基づき、適切に提供します。

【相談支援の利用料金】

支援にかかる利用料金については、利用者の自己負担はありません。

（無料です。）

厚生労働大臣が定めた基準により、事業者が仙台市から直接受領します。

実施地域は仙台市内とします。

それ以外の地域につきましては、ご相談させていただきます。

またその場合は、相談支援を行う交通費等に関しましては、その実費をいただきます。

基本的に仙台市在住以外の方は、契約できません。

ご了承をお願いいたします。

相談支援事業所なでしこ